

第 36 回米原市都市計画審議会 議事録(要旨)

日 時	令和 3 年 12 月 16 日(木) 午前 9 時 55 分から午前 11 時 25 分まで		
場 所	米原市役所本庁舎 3 階会議室 3 A B		
出席者	委員	11 人	1 号委員：井口貢会長、吉田正子委員、粕渕宏昭委員、轟慎一委員、佐々木健司委員 2 号委員：磯谷晃委員、後藤英樹委員、中川雅史委員 4 号委員：三田村健城委員、阿藤久美子委員、川部亮委員
	事務局	8 人	奥村まち整備部長 都市計画課：吉田課長、村口課長補佐、長谷課長補佐、伊賀並主査 湖北広域行政事務センター施設整備課：福山参事兼課長代理、森副参事ほか
議事案件	議第 1 号 都市計画法第 34 条第 11 号および第 12 号に基づく区域の変更について 議第 2 号 建築基準法施行令改正に伴う地区計画（顔戸西川地区、顔戸琵琶田地区、高溝六味古地区、中多良西地区、入江丸葎地区、顔戸長田地区）の変更（米原市決定）について 議第 3 号 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理場の決定（米原市決定）について		
報告案件	(1) 都市公園（(仮称)磯公園）事業について		
その他	(1) 特定用途制限地域における複合レジャー施設の建設について		
配付資料	議案書、次第、座席表、参考条文、参考資料		
傍聴者	1 人		
議事録	次のとおり		

議第 1 号 都市計画法第 34 条第 11 号および第 12 号に基づく区域の変更について

○議事案件（要旨）

都市計画法第 34 条第 11 号および第 12 号に基づく区域の変更に対し同意を求める。

近年、頻発化激甚化する自然災害を踏まえ、都市計画法および同法施行令が改正されたことに伴い、当該区域から、災害リスクの高いエリアを除外するもので、具体的変更箇所は変更区域図のとおり。

前回の審議会以後、対象となる各集落において、自治会長や役員に対し概要を説明し、自治会内での周知方法等について希望を聴いた上で、説明文書の回覧または全戸配布などを行った。また、去る 11 月 5 日には市役所にて説明会を行った。開会中の市議会に付議している、関係条例の一部改正の議決を得られたら、変更する区域を速やかに告示し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

●委員からの質問・意見および事務局回答

委員 今回の法改正とは別に、拡大する箇所もあるという認識でよいか。また、除外箇所がメッシュ状になっている箇所は、除外後の区域線はどのようなになるのか。

事務局 委員認識のとおり、今回の区域変更には拡大箇所を一部含む。また、災害ハザードエリアは図のとおり除外し、メッシュ状の部分も変更区域どおりに敷地の内外を判断する。

委員	本件審議のための説明資料として、区域除外により開発許可や建築許可において何が変わるのかという部分の説明が不十分と感じる。また、住民向け資料がどのような内容で、分かりやすく提示されているのか。さらに、当該地の居住者以外の利害関係人に対する説明は必要ないか。事務局の考えはいかがか。
事務局	住民向け回覧または全戸配付資料および説明会資料には、区域から除外された土地では新たな住宅の建築ができなくなるという原則に加え、現に居住中の住宅の建替えや農家用住宅、分家住宅等の新築などは従来どおり可能で、法改正による影響はないことを明記している。また、ウェブサイトなどを通じて、より広く周知する。
委員	審議事項ではないが、調整区域その他の区域で実際にどのように開発が進んでいるのかという開発許可の実態等の把握は、これからの米原市の都市像、市街地の在り方を考える上でとても大事な状況把握だと思う。年1回程度でよいので報告を願う。
委員	住民説明会の参加者数はどの程度であったか。
事務局	参加人数は14人。金曜日の夜の開催。予定していた時間を超え、おおむね1時間30分程の中で多くの意見をいただいた。参加者は該当区域居住者が大半であったが、参加者には一定の理解を得たと認識している。
会長	ここで採決する。原案に同意いただける委員は挙手を願う。 【全員挙手】
会長	全員賛成であり、これを市長に答申する。

本件について採決され、全員賛成により原案に同意するとして承認された。

議第2号 建築基準法施行令改正に伴う地区計画(顔戸西川地区、顔戸琵琶田地区、高溝六味古地区、中多良西地区、入江丸葎地区、顔戸長田地区)の変更(米原市決定)について

○議事案件(要旨)

既決定の地区計画6地区について、地区整備計画に引用している建築基準法施行令の規定に、改正による条ずれが生じているため、計画書の一部を変更することについて、都市計画法の規定に基づき審議会の承認を求め、改正の必要な6地区を一括して変更する。併せて、固有名称等なども一部変更する。なお、都市計画法に基づく縦覧を行ったところ、意見書の提出はなかった。本審議会にて承認を得た後、県知事協議を経て、来年2月上旬には変更の告示の見通し。

●委員からの質問・意見 なし

会長	原案に同意いただける委員は挙手を願う。 【全員挙手】
会長	全員賛成であり、これを市長に答申する。

本件について採決され、全員賛成により原案に同意するとして承認された。

議第3号 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理場の決定(米原市決定)について

○議事案件（要旨）

湖北広域行政事務センターが整備を予定している新一般廃棄物処理施設について、新たに都市計画を決定するため、都市計画法の規定に基づき審議会の承認を求める。

同センターが設置運営を担う、可燃ごみ処理施設、不燃粗大ごみ処理施設およびし尿処理施設について、現施設は建物および機器の老朽化が著しいことから、新たに焼却施設にバイオガス化施設を併設した熱回収施設、リサイクル施設および汚泥再生処理センターを1か所に集約し整備する。

施設予定地の位置は長浜市木尾町。既に供用開始をしている新斎場の隣接地。同センターの附属機関である建設候補地選定委員会において当該地を候補地と決定し、平成30年1月開催のセンター議会の議決を受けて決定されている。

決定する都市計画の内容は、彦根長浜・米原東北部の各都市計画において、都市施設ごとに、施設の種類、名称、位置および区域。なお、都市計画法および滋賀県環境影響評価条例に基づく説明会を開催し、都市計画法に基づく縦覧を行ったが意見書の提出はなかった。環境影響評価の結果、周辺環境の保全への配慮は適正と判断している。本審議会にて承認を得た後、県知事協議を経て、来年3月下旬には告示したい。

●委員からの質問・意見および事務局回答

委員	環境汚染物質の飛散防止対策について確認したい。
事務局	ごみ処理施設に関しては、基本的には公害防止基準を定めており、それに基づいた施設整備を行う。排ガスに関しても、どの程度の影響があるのかを環境影響評価の中で評価して、影響はないという調査結果となっている。
委員	概要説明で「現施設は耐用年数を超えている。」とあったが、耐用年数に近づいているものの、超えてはなかったと思う。ただし、地元との協定に基づく施設の使用期間の満了が迫っており、新たな施設の建設に期間も要するため、準備を進めていると認識しているが、いかがか。
事務局	委員の認識のとおり。現在のし尿処理施設は相当古く、既に施設の維持管理が難しい。ごみ焼却施設については、令和10年で使用開始から30年になる。地元との協定上、新たな施設整備を今始めなければ間に合わないという状況にある。
委員	ごみ処理施設が火葬場の横に建設されることを初めて知った時、心情的な部分で引掛りがあった。敷地が隣接するので、敷地内の建物配置や火葬場からの見え方、あとは火葬場の入口とごみ処理施設への入口が同じアプローチになるのであれば心情的に良く思わないが、そういう意見は今までなかったか。
事務局	平成28年から29年にかけて開催した候補地選定委員会の中でも意見はあり、対策を検討した結果、施設への進入は、ほとんどが国道365号から県道小室大路線を通って行くことになるが、ごみ処理施設の入口は、火葬場入口とは離れた別の場所に設ける計画としている。両敷地の境界には、5メートルほどの築山を作り、更に高木を植える。こうした配慮により、候補地選定委員会でも了承を得て、計画を進めている。
委員	センターの会議でも、斎場から処理場が見えないようにするよう強い意見があったと認識している。高木の植栽など、進捗はどうか。

事務局	斎場は、築山の築造も高木の植樹も終え、今年4月から供用開始している。樹木の育成が進めば、斎場から処理場が見えづらいような状況になると思う。
委員	環境影響評価の総合的な評価では「環境保全への配慮は適切であると判断した。」という結果になっているが、例えばこの項目は少し配慮が必要という点はなかったか。
事務局	最新のごみ処理施設は、排ガスそのものも大気質にほとんど影響がない成分にまで処理できることから全く問題ないと考えている。ただ、環境影響評価の予測そのものが本当に確かなのかという部分について、今後、環境測定をしながら、情報公開していくように、県の環境影響評価審査会でも意見をいただいている。
委員	供用後の環境影響評価について、どの項目があるのか、どれだけの間隔で、どういった形で公表されるのか。参考までに確認したい。
事務局	当施設整備における環境影響評価では、制度上の事後評価は行わないが、ごみ処理施設で皆さんが一番気にされる大気質については、年に何回という決まりに基づき測定をして、当センターの公害等を監視する会議の場で審議をいただく。また、その結果はホームページ等で公表する。
委員	大依のクリーンプラントでは、一般のゴミの持込みが多く、集落内の道まで渋滞が続いていることが問題となっている。同様の問題が起こるのではないかという点について、説明会で心配の声はなかったか。
事務局	大依での問題は、施設の中に車の待機スペースが十分でないため、外の一般道路に渋滞が生じ、地域に迷惑を掛けている。今回の新施設では、同様の問題が生じないように、敷地内に待機スペースを設ける。
委員	先ほどの斎場側の観点からの意見や、周辺地域での諸問題に関する説明資料がない。配付資料が、環境アセスの評価書のみである。都計審において、妥当かどうかの判断を、これだけでしてよいのか。 例えば、車の動線の話だけでも、地元から、斎場へのアプローチをこの道にして欲しいといった取り決めや、今回のごみ処理のアプローチも同じ道にして欲しいといった、調整内容の説明資料がなくてよいのか。
事務局	地元からの意見として、この道しか通って欲しくないという声はある。当然、ごみ処理の委託業者と許可業者には、決められた道のみを通行させる。ただし、一般の持込みに関しては、規制できない。このことについて、周辺地域には納得いただいている。
委員	地元が誘致された経緯について、説明いただきたい。
事務局	今回の候補地決定までの経緯では、火葬場と一般廃棄物処理施設の新施設に必要な5ヘクタール程の土地を、平成28年に公募し、受入れ可能な4自治会から応募があった。その中からこの地を選定し、その後も地元とは、火葬場やごみ処理施設の入口、それに付帯する歩道の設置など、密に協議して了解をもらっている。
委員	都計審の審議として、それらの経緯をはじめとして、環境アセス以外についても、審議上必要な項目があるとすれば、それらの提示資料に基づいて、審議をするプロセスが必要ではないのか。地元の同意については承知した。
会長	多様な意見が出た。ここで採決する。原案に同意いただける委員は挙手を願う。

【全員挙手】

- 会長 全員賛成であり、これを市長に答申する。
- 委員 センターに要望するが、ごみ処理施設全体の鳥瞰図があれば、後日で結構なので資料として配付を願いたい。
- 事務局 この事業では設計施工一括発注を予定しているため、現時点で正式に決まった鳥瞰図や平面図はないが、策定済みの施設整備基本計画の中で、センターが作成した施設の配置図案であれば提供できる。
-

本件について採決され、全員賛成により原案に同意するとして承認された。

報告案件(1) 都市公園（(仮称)磯公園）事業について

○報告案件（要旨）

（仮称）磯公園整備事業の全体スケジュールを一部見直し、令和4年中に基本設計を取りまとめ、国の社会資本総合整備事業採択の目標を令和5年度からとする。なお、公園完成の目標は令和9年4月で、当初計画からの変更はない。

また、この事業では、市民の意見を広く反映し、さらに公園が完成した後も長く親しまれる公園とするために、計画、工事、供用後の運営といった各段階に、より多くの市民が関わる公園づくりを進める。まずは、来年度、市民参加型のイベントワークショップを開催し、ここでの意見を基本設計に反映する。既に、市の懇談会として「米原市民とともにつくる都市公園市民会議」を設け、公園計画づくりにおける市民参加の進め方について具体の検討をスタートした。

さらに、隣接地に整備が進む私学グラウンドの位置付けについて、前回審議会にて意見のあったため改めて説明する。私学グラウンドは、都市計画法上の都市計画公園の区域内に位置するものの、都市公園法に基づく都市公園には当たらない。施設自体は、学校法人の所有財産であり、あくまでも学校施設に当たる。グラウンドの市民利用は、学校が使用しない日時において、同校の許可を得た上で利用が基本的な運用となる見通しである。

●委員からの質問・意見および事務局回答

- 委員 市民ワークショップの開催回数や開催時期の予定はいかがか。また、過去に開催したDIYパークでの意見は、今回の公園計画に反映されるのか。
- 事務局 ワークショップは5月から9月までの間に4回ほどの開催を計画。これまでの意見も取り入れながら、今後はより具体的に公園予定地を念頭に置いたワークショップとする。
- 委員 交付金事業の採択の見込みはいかがか。
- 事務局 県担当とも随時協議している。県全体で国民スポーツ大会関連の施設整備が収束段階にあり、新たな公園整備についても一定の見通しがあると認識している。
- 委員 私自身も市議会議員として尽力するが、交付金がなければこの事業は成り立たないと思うので、適切に対応されたい。
- 委員 総投資総額はどれほどか。
- 事務局 検討段階であるため、公園整備に要する費用は明言できる段階ではない。ただ、交付
-

金事業の採択の事業費要件は、整備費2億5,000万円以上とされている。

委員 河川浚渫土の利用に地盤沈下等の懸念はないか。また、公園のアクセスルートとなる
県道交差点に渋滞が懸念されるが、右折レーンは必要ないか。

事務局 公園の基盤整備や交差点改良の可否については、今後、十分な検討を行う。

委員 公園名称について、仮称で磯公園とされているが、例えば米原公園とか、大きな視野
での名称が良いと思うが、いかがか。

事務局 委員意見のとおり、より多くの市民に親しまれる公園名称としたい。

委員 都市公園と学校施設が併設される施設はあまりないと思うが、学校施設の運用方法に
ついて、他の市町等でモデルなどはあるか。

事務局 学校施設の市民利用の運用方法は、学校側と今後詳細を詰めることとなる。

委員 学校グラウンドの市民利用は、誤解を与えないよう、過大に言わない方がよい。

委員 市民ワークショップには、是非、高校にも参画を求めるなどし、官民連携事業として
進めるのであれば、公園と学校グラウンドの両方を含めて、このエリアのマネジメント
の在り方を考えていくことが妥当だと思う。

事務局 官民連携という表現を使っているが、都市計画公園の区域内に学校施設を造ることに
関して、協力しながら進めるという意味合いであり、事業の枠組みとしてではない。

その他(1) 特定用途制限地域における複合レジャー施設の建設について

○案件(要旨)

本市大野木地先、県道大野木志賀谷長浜線沿いにて営業中の複合レジャー施設において、設置運営
事業者から、新たなスポーツ施設の設置に関する相談を受けている。

当該施設の所在地は、市が定める特定用途制限地域における「田園集落地区」および「産業地区」
にあり、新たに計画する施設のうちバッティング練習場は当該地区では建築できないものに該当する
が、バッティング練習場単体ではなく複合レジャー施設を構成する一部と捉え、特例許可と扱うこと
を検討している。今回は、正式な諮問に先立ち、今後の検討の参考とするため意見を聴く。

●委員からの質問・意見および事務局回答

委員 バッティング練習場のみが議題となっているが、同様にスケートボード場は建築でき
ない運動施設に当たらないか。法令上に規定がないから、規制を受けないということか。

事務局 計画されているスケートボード場は、建築基準法の適用を受ける建築物等には当たら
ないと認識している。仮に建屋を伴うなど適用施設であったとしても、用途制限の考え
方としては、法令に明記をされているものに関して適用することになるため、規制を受
ける建築物等には該当しないという扱いになる。

委員 特例許可以外に、例えば各地区の区域の見直しなど別の方法はないか。

事務局 特定用途制限地域においてバッティング練習場が認められる地区は「沿道地区」のみ
であるが、当該敷地は沿道地区の指定要件には該当しない。

以上